

通院補償保険金対象期間延長特約条項 (1,000 日用)

第 1 条 (読替規定)

- (1) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。
ただし、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、この規定を適用しません。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第 10 条 (通院補償保険金の支払) (1)	その直接の結果として通院した場合は、	その直接の結果として身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に通院を開始した場合は、

- (2) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第 10 条 (1) (*1) および (*2)	180 日	1,000 日

第 2 条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。